

大阪市告示第1681号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月5日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和6年12月19日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 種 類               | 場 所           |
|-------------------|---------------|
| 自動二輪車<br>(キムコ 銀色) | 東住吉区湯里2丁目13番先 |

(建設局総務部管理課)